

新 潟 市

すまいの融資・助成制度の概要

融資・助成制度		対象となる住宅		
		新築住宅	既存住宅	その他
❖ すまいの融資制度				
母子父子寡婦福祉資金	P1	●	●	●
生活福祉資金	P1		●	●
排水設備設置資金融資	P1		●	
❖ すまいの助成制度				
高齢者向け住宅リフォーム助成	P2		●	
障がい者向け住宅リフォーム助成	P2		●	
介護保険住宅改修費支給	P3		●	
住居確保給付金(家賃補助)	P4			●
住居確保給付金(転居費用補助)	P5			●
健幸すまいリフォーム助成事業	P6		●	
空き家活用推進事業	P6		●	
住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	P7	●	●	
地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業	P8	●	●	
木造住宅の耐震診断・設計・改修補助	P8		●	
耐震シェルター・防災ベッド設置補助	P9		●	
家具転倒防止補助	P10			●
マンション耐震改修補助	P10		●	
危険ブロック塀等撤去工事補助	P11			●
結婚新生活支援補助金	P12	●	●	●
緑化地区等への生垣等設置費補助	P13			●
浄化槽設置整備事業	P13	●	●	
水洗便所改造助成	P14		●	
雨水浸透ます・貯留タンク設置助成	P14	●	●	
私道等整備助成制度	P15			●
私道公共下水道設置制度	P15			●
排水設備(共同管)工事助成	P16			●
排水設備工事配管延長助成	P16		●	
住宅かさ上げ工事助成	P17		●	
駐車場かさ上げ工事助成	P17		●	
防水板設置等工事助成	P18		●	
❖ すまいの減税制度				
リフォームの固定資産税減額措置	P19		●	
大規模修繕等マンションの固定資産税減額措置	P19		●	

❖ すまいの融資制度

母子父子寡婦福祉資金

子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(ただし、一部所得制限あり)の方が経済的に自立し、安定した生活を送るために必要な住宅資金、転宅資金などを無利子又は低利でお貸します。

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ先

北 区	健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335
東 区	健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330
中央区	健康福祉課	こども支援係	025-223-7236
江南区	健康福祉課	こども支援担当	025-382-4353
秋葉区	健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
南 区	健康福祉課	こども支援担当	025-372-6371
西 区	健康福祉課	こども支援担当	025-264-7343
西蒲区	健康福祉課	こども支援担当	0256-72-8369

生活福祉資金

低所得世帯や障がい者世帯又は高齢者世帯で、金融機関や他の制度からの借入れが困難な場合、住宅の増改築、補修、転居資金などを融資しています。

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ先

北 区	社会福祉協議会	025-386-2778
東 区	社会福祉協議会	025-272-7721
中央区	社会福祉協議会	025-210-8720
江南区	社会福祉協議会	025-250-7743
秋葉区	社会福祉協議会	0250-24-8376
南 区	社会福祉協議会	025-373-3223
西 区	社会福祉協議会	025-211-1630
西蒲区	社会福祉協議会	0256-73-3356

排水設備設置資金融資

排水設備工事費を無利子で融資します。

※この制度は借入先金融機関の貸付規定に基づき、直接金融機関と契約していただきますので、事前に貸付規定等について取扱金融機関に御相談ください。

●限度額

(ア)排水設備を設置する際に、くみとり便所を水洗便所に改造する場合……………100万円以内

(イ)排水設備を設置する際に、し尿浄化槽を廃止し下水道または公設浄化槽に接続する場合……………100万円以内

※改造する大便器又は廃止するし尿浄化槽が2個以上ある場合は、2個以上のもの1個につき20万円以内を増額

●申込みと手続き

- ① 借入れを希望する金融機関へ事前に御相談ください(事前審査)。
- ② 工事を申込みときに、指定排水設備工事店に融資を受けたい旨をお伝えください。
- ③ 工事が完成して検査合格後、御自宅に融資の手続きに必要な「竣工検査合格証」と「借入申込書」を郵送しますので、その書類を持って取扱金融機関へ行き、融資契約をしてください。

※市税・下水道受益者負担金分担金・下水道使用料を滞納していないことが条件です。

処理開始日前に使用許可を受けた改造工事の場合も利用できます。

取扱金融機関(市内の各本店・支店)

第四北越銀行	新発田信用金庫	新潟県信用組合
大光銀行	新潟信用金庫	巻信用組合
きらやか銀行	協栄信用組合	労働金庫
加茂信用金庫	はばたき信用組合	各農業協同組合
三条信用金庫	興栄信用組合	

❖ すまいの助成制度

高齢者向け住宅リフォーム助成

身体機能の低下した65歳以上の高齢者が自宅で安心して生活できるように、浴室やトイレ、階段などを改造する場合、費用の一部を助成します。

●対象世帯(一世帯一回限り)

介護保険法の要介護1～5、要支援の認定を受けた65歳以上の高齢者がいる世帯で、生計を一にしている世帯全員の前年の収入合計が600万円未満の世帯

※住民票が別々でも1軒の家に住んでいれば、一世帯とみなします

●対象住宅

対象者本人が現在住んでいるか、工事完了後に速やかに住む見込みの住宅

●対象工事

居室、浴室、トイレ、玄関、廊下、階段、台所などで対象者の方の日常生活改善に直接かかわる改造工事が対象になります。

●助成額

世帯区分	助成率	助成限度額
生活保護世帯	100%	30万円
所得税非課税世帯	75%	22.5万円
所得税課税世帯	50%	15万円

※助成対象経費に助成率をかけ、助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。

※助成決定後に工事着工となりますので、工事着工の1ヶ月ほど前までに御相談ください。

※借家の場合は家主等の承諾が必要で、共用部分の工事は除きます。

※介護保険住宅改修費との併用の場合は、その給付部分を除きます。

お問合せ先

北 区	健康福祉課	高齢介護係	025-387-1325
東 区	健康福祉課	高齢介護担当	025-250-2320
中央区	健康福祉課	高齢介護担当	025-223-7216
江南区	健康福祉課	高齢介護担当	025-382-4383
秋葉区	健康福祉課	高齢介護担当	0250-25-5679
南 区	健康福祉課	高齢介護担当	025-372-6320
西 区	健康福祉課	高齢介護係	025-264-7330
西蒲区	健康福祉課	高齢介護担当	0256-72-8362

障がい者向け住宅リフォーム助成

重度心身障がい者が安心して生活できるように、御自宅の浴室やトイレなどで、障がいを補うための改造工事を行う場合、費用の一部を助成します。

●対象世帯(一世帯一回限り)

身体障害者手帳1・2級(総合等級)又は療育手帳「A」をお持ちの方がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が600万円未満の世帯

●対象住宅

障がい者本人が現在住んでいるか、工事完了後に速やかに住む見込みの住宅

●対象工事

障がい者の日常生活改善に直接関わる工事

●助成額

世帯区分	助成率	助成限度額		
		介護保険が適用される方	介護保険が適用されない方 日常生活用具の 居宅生活動作補助 用具の給付対象者 に該当する方	左記 以外の方
生活保護世帯	100%	50万円		70万円
所得税非課税世帯	75%	37.5万円		52.5万円
所得税課税世帯	50%	25万円		35万円

※助成対象経費に助成率をかけ、助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。

※助成決定後に工事着工となりますので事前に御相談ください。

※借家の場合は家主等の承諾が必要で、共用部分の工事は除きます。

※介護保険の住宅改修費あるいは日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付を併用する方は、その給付部分を除きます。

お問合せ先

北 区	健康福祉課	障がい福祉係	025-387-1305
東 区	健康福祉課	障がい福祉係	025-250-2310
中央区	健康福祉課	障がい福祉係	025-223-7207
江南区	健康福祉課	障がい福祉係	025-382-4396
秋葉区	健康福祉課	障がい福祉係	0250-25-5682
南 区	健康福祉課	障がい福祉係	025-372-6304
西 区	健康福祉課	障がい福祉係	025-264-7310
西蒲区	健康福祉課	障がい福祉係	0256-72-8358

❖ すまいの助成制度

介護保険住宅改修費支給

廊下や階段に手すりを取り付けるなど、工事を伴う軽易な改修が対象です。利用者は市へ事前申請を行い、工事内容の確認を受けてから住宅改修を進める必要があります。

●対象世帯

介護保険法の要介護1～5、要支援1、2の認定を受けた方がいる世帯。

●対象住宅

住民票の住所地の住宅。実際に住んでいてもそこに住所を置いていない住宅は対象外。

●対象工事

①廊下や階段、浴室やトイレなどの手すりの取付け

②段差の解消

(敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、転落防止柵を設置する工事、浴室の床のかさ上げなど)

③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更

(部屋の畳敷きから板製の床材やビニール系床材などへの変更、浴室の床の滑りにくいものへの変更など)

④引き戸などへの扉の取替え

⑤和式便器から洋式便器への取替え

(和式汲み取り便器を洋式水洗便器に取替える場合、水洗化工事の部分は対象になりません。また、既存の洋式便器に暖房便座、洗浄機能を加えることは含まれません。)

⑥上記①から⑤のために必要な工事

※要支援・要介護認定申請前の工事は対象外

●助成額

工事費の7～9割(※)が支給されます。

対象となる工事費の上限額は20万円です。20万円を超えた部分は全額自己負担となります。

※利用者の介護保険負担割合による。

お問合せ先

北 区	健康福祉課	高 齢 介 護 係	025-387-1325
東 区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	025-250-2320
中央区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	025-223-7216
江南区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	025-382-4383
秋葉区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	0250-25-5679
南 区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	025-372-6320
西 区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	025-264-7330
西蒲区	健康福祉課	高 齢 介 護 担 当	0256-72-8362

❖ すまいの助成制度

住居確保給付金(家賃補助)

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失った又はそのおそれがある人へ、家賃相当の住居確保給付金を支給することで、安定した住居の確保と就労による自立を支援します。

●対象

新潟市に居住もしくは居住する予定で、次の①～⑧のいずれにも該当する人に支給します。

- ① 離職等により住居を失った又はそのおそれがあること
- ② 申請日において、離職・廃業後2年以内(一部例外あり)又は収入が個人の責めに帰すべき理由・都合によらずに減少し、就労の状況が離職等と同程度の状況にあること
- ③ ②の状態になる前に、世帯の生計を主として維持していたこと
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請者及び申請者と同一生計の人の、申請月の収入合計額が次の収入基準額以下であること

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額 (基準額+家賃額)
1人	81,000 円	35,500 円	116,500 円 以下
2人	123,000 円	43,000 円	166,000 円 以下
3人	157,000 円	46,200 円	203,200 円 以下
4人	194,000 円	46,200 円	240,200 円 以下
5人	232,000 円	46,200 円	278,200 円 以下

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一生計の人の所有する預貯金等の合計が次のとおりであること

世帯人数	預貯金等
1人	486,000 円 以下
2人	738,000 円 以下
3人	942,000 円 以下
4人	1,000,000 円 以下

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。または、自営業の経営改善のための取組を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が行う離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一生計の人が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一生計の人のいずれもが暴力団員でないこと

●支給額

管理費や共益費等を除く月額上限

単身世帯	35,500 円
2人世帯	43,000 円
3～5人世帯	46,200 円

●支給期間

3か月間

※ただし、一定の要件を満たす場合、3か月ごとに延長可能(最長9か月)

お問合せ先

北 区	健康福祉課 保 護 グループ	025-387-1315
東 区	保 護 課	025-250-2424
中央区	保 護 課	025-223-7325
江南区	健康福祉課 保 護 係	025-382-4313
秋葉区	健康福祉課 保 護 係	0250-25-5684
南 区	健康福祉課 保 護 係	025-372-6310
西 区	保 護 課	025-264-7320
西蒲区	健康福祉課 保 護 係	0256-72-8395

❖ すまいの助成制度

住居確保給付金(転居費用補助)

本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業、離別等により世帯収入が著しく減少したことにより住居喪失又はそのおそれのある人に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することで、家計の改善に向け支援します。

●対象

- ① 本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業、離別等により世帯収入が著しく減少したことで住居を失った又はそのおそれがあること
- ② 申請日において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額と家賃の合算額以下であること
※(家賃補助の対象④と同額)
- ⑤ 世帯の所有する金融資産の合計額が基準額の6倍又は100万円以下であること
- ⑥ 新潟市パーソナル・サポート・センターが行う生活困窮者家計改善支援事業において家計の改善のために転居が必要であると認められること
- ⑦ 新潟市以外の自治体が行う類似の給付を受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一生計の人のいずれもが暴力団員でないこと

●支給対象内外

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金(※) ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

●支給上限額

転居費用補助の支給上限額は転居先の市町村の生活保護住宅扶助特別基準額の3倍です。

〈新潟市内に転居する場合〉

世帯人数	特別基準額	支給上限額
1人	46,200 円	138,600 円
2人	50,000 円	150,000 円
3人	53,000 円	159,000 円
4人	57,000 円	171,000 円
5～6人	60,000 円	180,000 円
7人以上	64,000 円	192,000 円

お問合せ先

新潟市パーソナル・サポート・センター 025-385-6851
 北 区 健康福祉課 保 護 グループ 025-387-1315
 東 区 保 護 課 025-250-2424
 中央区 保 護 課 025-223-7325
 江南区 健康福祉課 保 護 係 025-382-4313
 秋葉区 健康福祉課 保 護 係 0250-25-5684
 南 区 健康福祉課 保 護 係 025-372-6310
 西 区 保 護 課 025-264-7320
 西蒲区 健康福祉課 保 護 係 0256-72-8395

❖ すまいの助成制度

健幸すまいリフォーム助成事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリー化・子育て対応・省エネ化のためのリフォーム工事を行う方に対し、費用の一部を補助します。

●対象

自ら居住又は実績報告書の提出までに居住を予定する住宅において、対象工事を発注し行う個人で、子育て世帯または高齢者世帯※である方
※平成19年4月2日以降出生の子もしくは妊娠している方 または 65歳以上の方と同居すること

●対象工事(例)

①バリアフリー化
手すりの設置、段差の解消/スロープの設置
転倒事故防止、浴室全体改修
浴室/脱衣室暖房の設置、洋便器化
②子育て対応(※子育て世帯のみ申請可)
こども部屋の増築、内部改修
こどもの事故防止工事
こどもを見守りやすい間取りへ変更(対面キッチンなど)
家事負担の軽減工事(ビルトイン食洗機、宅配ボックスなど)
③省エネ化
窓等の断熱改修工事(内窓設置、外窓交換、ガラス交換など)
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事
高効率給湯器の設置、節水型トイレへの交換

※市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所のある個人事業主に対象工事を発注することが条件となります。

●補助額

対象工事ごとの補助額の合計 上限 10 万円
(1 万円以上から申請可能)

お問合せ先

住環境政策課 企画係 025-226-2815

空き家活用推進事業

空き家の利活用の促進を図るため、移住定住活用や住替え活用、跡地活用における空き家の利活用に係る経費(購入費用やリフォーム費用など)の一部を補助します。

●対象

【移住定住活用タイプ】

新潟県外からの移住定住に併せ、自ら居住する住宅として空き家の購入やリフォームを行う個人

【住替え活用タイプ】

自ら居住する住宅として空き家を購入する個人
(子育て世帯※1は空き家のリフォームを行う個人も対象)

※1: 子育て世帯とは、高校生相当年齢以下の子どもまたは妊娠している者がいる世帯

【跡地活用タイプ】

跡地活用のため未接道地※2の空き家の解体と未接道地の購入を行う個人や法人

※2: 本補助金の未接道地とは、
建築基準法上の道路(法第42条第2項、第3項の道路を除く)に2m以上接していない土地や、建築基準法第42条第2項又は第3項の道路にのみ接している土地

●対象経費

活用タイプ	補助対象経費
移住定住活用タイプ	空き家の購入費 空き家のリフォーム工事費
住替え活用タイプ	空き家の購入費 空き家のリフォーム工事費※3
跡地活用タイプ	空き地(未接道地)の購入費 空き家の解体費

※3: 住替え活用のリフォーム工事は子育て世帯のみが対象

●補助率・補助上限額

活用タイプ	補助率	補助上限額
移住定住活用タイプ	1/2	購入 ……100万円 リフォーム…100万円 ※併用時、上限200万円
住替え活用タイプ	一般世帯	1/3 購入…30万円
	子育て世帯	1/2 購入 ……100万円 リフォーム… 25万円 ※併用時、上限125万円
跡地活用タイプ	1/3	購入+解体…50万円 (法人が申請する場合、対象経費は解体工事費のみ)

❖ すまいの助成制度

●要件 要件の詳細は本事業のリーフレットをご確認ください

【各タイプ共通】

空き家が申請日前3ヶ月以上の間、人の居住や使用に供されていないこと など

【移住定住活用タイプ】

- 戸建住宅であること
 - 空き家に転居する者が、実績報告書提出までに県外から本市へ住民票を移動する予定の者（申請の日から 2 年以内に県外から本県へ住民票を異動した者を含む）であること
 - 対象となる空き家に10年以上継続して居住する予定であること
 - 自らが居住するために空き家の購入やリフォーム工事をすること※4 など
- ※4:リフォーム工事は市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所のある個人事業主に発注

【住替え活用タイプ】

- 戸建住宅であること
- 空き家が、建設完了から15年を経過していること
- 対象となる空き家に10年以上継続して居住する予定であること
- 自らが居住するために空き家の購入やリフォーム工事をすること※4 など

【跡地活用タイプ】

- 空き家が未接道地に存するものであること
 - 申請者等の居住又は使用に供されることがないこと
 - 申請者等が所有していないこと※5
 - 跡地を活用するために未接道地を購入し、未接道地にある空き家の解体工事を実施すること など
- ※5:解体工事のみを補助対象にする場合、交付申請の日から遡って、1年以内に申請者等が売買により取得したものは対象

※本事業では【福祉】や【地域】で活用される用途での空き家活用についても補助を行っています。詳細はお問合せください。

お問合せ先

住環境政策課 空き家対策・活用推進室 025-226-2813

住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業

ゼロカーボンシティ実現に向け、家庭部門の二酸化炭素排出削減のため、市内住宅に太陽光発電設備等を設置する方に対し、再生可能エネルギー設備等の導入に要する費用の一部を補助します。

●補助対象者

市内の居住または居住予定の住宅に対象設備を設置する個人

●対象の住宅

戸建て住宅

●対象設備、補助金額、予定件数

対象設備	補助金額	予定件数
太陽光発電設備 ※10kW 未満	2 万円/kw 上限 10 万円	約 340 件
定置用蓄電池設備	1 万円/kw 上限 10 万円	約 220 件
V2H 充放電設備	定額 10 万円	
燃料電池 (エネファーム)	定額 5 万円	約 70 件

※未使用のもの。リース品は対象外。

※居住している住宅で使用するために設置するもの。

※蓄電池は太陽光発電設備または燃料電池に接続すること。接続する設備は新設・既設を問わない。

※国や県の補助金との併用可能。

●施工者の条件

市内に本店、支店、営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主

お問合せ先

環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 025-226-1357

❖すまいの助成制度

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業

ゼロカーボンシティ実現に向け、家庭部門の二酸化炭素排出削減のため、モデル的に市内住宅におけるZEH化および断熱改修に要する費用の一部を補助します。

●補助対象者

市内の居住または居住予定の個人

●対象の住宅

戸建て住宅

●その他の要件

ZEH

- ・BELSにて『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Orientedを満たすこと
- ・導入する設備が市の定める要件を満たすこと
- ・エネルギー使用状況の報告に協力すること

断熱改修

- ・主たる居室を含む改修であること
- ・改修する範囲や導入する設備が市の定める要件を満たすこと

●補助率、補助限度額、予定件数

対象設備	補助金額	予定件数
ZEH	55万円/戸	10件
断熱改修	対象経費の1/3 上限120万円	約4件

木造住宅の耐震設計・耐震改修工事・除却工事補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅を対象に、耐震設計、耐震改修工事、除却工事等にかかる費用の一部を補助します。

【耐震設計・耐震改修工事】

●対象(ア)

建物	木造の戸建住宅(個人所有)
規模	2階建て以下、延べ面積500㎡以下
建築時期	昭和56年5月31日以前に建築されたもの

●補助率・補助限度額

(1)耐震設計(耐震診断を含む)

補助率・補助限度額	
耐震設計	耐震診断に要する費用の1/2以内かつ10万円を限度
	耐震設計に要する費用の1/2以内かつ15万円を限度

(注)耐震診断のみでは、補助対象となりません。

(2)耐震改修工事

区分	補助率・補助限度額
高齢者等住宅*	耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ170万円を限度
上記以外の住宅	耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ140万円を限度

(3)段階的耐震改修工事

区分		補助率・補助限度額
高齢者等住宅*	第1段階	段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ100万円を限度
	第2段階	段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ70万円を限度
上記以外の住宅	第1段階	段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ80万円を限度
	第2段階	段階的耐震改修工事に要する費用の2/3以内かつ60万円を限度

お問合せ先

環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 025-226-1357

❖ すまいの助成制度

(4)耐震改修促進リフォーム

補助率・補助限度額

市制度を利用した耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター・防災ベッド設置工事と同時に行うリフォーム工事に要する費用の1/2以内かつ20万円を限度

【除却工事】

●対象(イ)

対象(ア)に加え、以下の要件を全て満たす住宅

- ①市制度を利用した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満または「誰でもできるわが家の耐震診断」の評定の合計が7点以下
- ②高齢者等住宅※または世帯全員の住民税が非課税の住宅

●補助率・補助限度額

補助率・補助限度額

除却工事	除却工事に要する費用の1/3以内かつ50万円を限度
------	---------------------------

※高齢者等住宅：以下のいずれかに該当するもの

- ①65歳以上の方のみが居住する住宅
- ②介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けた方が居住する住宅
- ③身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方が居住する住宅
- ④療育手帳Aの交付を受けた方が居住する住宅

【耐震改修工事をした際の税制優遇】

一定の耐震改修を行った場合、工事を完了した年の所得税額が確定申告により一定額控除されます。

また、工事完了後3か月以内に市担当課へ申告すると、当該改修家屋の翌年度の固定資産税が減額されます。

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

耐震シェルター・防災ベッド設置補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の戸建住宅を対象に、耐震シェルター・防災ベッドの設置にかかる費用の一部を補助します。

●対象

- ①市制度を利用した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満または「誰でもできるわが家の耐震診断」の合計点が7点以下の住宅

上記①に加え、以下のいずれかに該当するもの

- ②65歳以上の方のみが居住する住宅
- ③介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けた方が居住する住宅
- ④身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方が居住する住宅
- ⑤療育手帳Aの交付を受けた方が居住する住宅

●対象工事

公的機関等により評価若しくは認定を受けた耐震シェルター又は防災ベッドの設置

●補助率・補助限度額

設置に要する費用の1/2以内かつ30万円を限度

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

❖すまいの助成制度

家具転倒防止補助

65歳以上の方のみが居住する住宅などを対象に、家具の転倒防止工事にかかる費用の一部を補助します。

●対象

左記の耐震シェルター・防災ベッド設置補助の対象②から⑤と同じ

●対象工事

L型金物等を用いて木質系の家具を住宅の構造下地材に強固に固定する工事

●補助限度額

家具転倒防止工事に要する費用(材料費・家具の移動に要する費用を除く)のうち対象家具の数に応じた額

対象家具の箇所数	補助限度額
1ヶ所	4,000円
2ヶ所	5,000円
3ヶ所以上	7,000円

マンション耐震改修補助

分譲マンションの管理組合等を対象に、分譲マンションの耐震診断、耐震設計、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

●補助対象となるマンション

次の①～⑥の条件をすべて満たすもの。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事に着手したものであること。
- ② 鉄筋コンクリート造、鉄骨造などのマンションで、地上部分が3階建て以上であること。
- ③ 延べ面積が1,000㎡以上であること。
- ④ 耐震診断に必要な構造関係の設計図書があること。
- ⑤ 建築基準法に基づく確認済証等の交付を受けたものであること。
- ⑥ 管理組合の総会で補助を受ける事業の実施について決議がなされていること。

●補助率・補助限度額

区 分	補助率・補助限度額
予 備 診 断 (予備調査)	予備診断に要する費用の2/3以内 かつ1棟あたり14万円を限度
本 診 断	本診断に要する費用の2/3以内 かつ1戸あたり3万円(1棟あたり150万円)を限度
耐 震 設 計	耐震設計に要する費用の2/3以内
耐 震 改 修 工 事	耐震改修工事に要する費用(1㎡あたり50,200円※を限度)に1/3以内かつ1戸あたり50万円を限度

※ls(構造耐震指標)の値が 0.3 未満は1㎡あたり55,200 円、免振工法等特殊な工法による場合は1㎡あたり 83,800 円を限度

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2837

❖ すまいの助成制度

危険ブロック塀等撤去工事補助

道路等に面し危険な状態となっているブロック塀等の所有者又は管理者に対し、撤去工事にかかる費用の一部を補助します。

●対象

道路等に面し危険な状態となっているブロック塀等（コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀、その他これらに類する塀及び門柱）

●対象工事

既存ブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路からの高さを1m未満にする工事

●補助額、補助限度額

撤去工事に要する費用または撤去するブロック塀等の長さ1メートル当たり17,400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内かつ15万円以内を限度

お問合せ先

建築行政課 建築行政係 025-226-2841

❖ すまいの助成制度

結婚新生活支援補助金

結婚に伴う経済的負担を軽減するために、新婚世帯の新生活を支援するため、住宅の購入費や家賃、引越費用の一部を補助します。

●対象世帯

- ・夫婦が新潟市に住民登録しており、申請の対象としている住宅に同居していること。
- ・補助金の交付を受けた日から、夫婦が2年以上継続して新潟市内に住む意思があること。
- ・夫婦双方の婚姻時の年齢が39歳以下であること。
- ・夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
- ・夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ・夫婦がこれまで市税(個人住民税以外の税目を含む)を滞納していないこと。また、夫婦が新潟市外から転入している場合は、転入前の市町村税についても滞納していないこと。

●対象経費

(住居費:賃貸の場合)

結婚に伴い賃借した住宅の賃料(3か月分まで)、共益費(3か月分まで)、敷金、礼金、仲介手数料

※ 夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合(例:一方が婚姻前に一人暮らししていた住居に、結婚を機にもう一方が引っ越してきて同居することとなった場合)は、同居開始後に支払った費用のみが対象です。入居日や同居開始日については、住民票の住所を定めた日で確認します。

※ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。

(住居費:購入・新築の場合)

結婚に伴い取得した住宅の購入費、工事請負費(新築のみ)

※ 土地の購入費は対象外です。

※ 住宅を新築する場合の工事請負費は対象ですが、既存住宅の改修や増改築(リフォームなど)の費用は対象外です。

(引越費用)

結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費(夫婦各々が1回まで)

※ レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費用、引っ越し業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用は対象外です。

●補助額、補助限度額

1世帯あたり上限30万円

お問合せ先

こども政策課 企画管理グループ 025-226-1193

❖ すまいの助成制度

緑化地区等への生垣等設置費補助

民有地における緑化ルール(緑地協定)を策定したエリアの土地所有者に対し、生垣等の設置工事費の一部を補助します。

●補助対象

次の①～⑤の条件をすべて満たすもの。

- ①都市緑地法に基づく緑地協定地区内の土地所有者等で新たに生垣・高木性樹木を設置する者。
- ②設置する生垣等が国・県・市道か、その他建築基準法上の道路に面していること。
- ③生垣は長さ3m以上、高さ1m以上、延長1mあたり2本以上を植込むこと。
- ④高木性樹木の間隔は5m以上の距離をとること。
- ⑤生垣等の樹種は緑地協定で定められているもので、5年以上生垣等を保全すること。

[ブロック塀等撤去を併せて行う場合]

次の①②の条件をすべて満たすもの。

- ①除去の延長は、3m以上で生垣設置延長を超えないこと。
- ②おおむね高さ40cm以下に取壊し、生垣の健全な育成を妨げないこと。

●補助額

工事費の1/2 上限5万円

工事の前に、予め御相談ください。

お問合せ先

北 区	建設課	まちづくり係	025-387-1435
東 区	建設課	管 理 係	025-250-2610
中央区	建設課	管 理 係	025-223-7403
江南区	建設課	まちづくり整備グループ	025-382-4738
秋葉区	建設課	まちづくりグループ	0250-25-5691
南 区	建設課	管 理 係	025-372-6460
西 区	建設課	管 理 係	025-264-7661
西蒲区	建設課	まちづくりグループ	0256-72-8570

浄化槽設置整備事業

補助対象区域内の住宅で新たに合併処理浄化槽を設置する方に設置費用の一部を補助します。着工前に申請が必要ですので、事前にお問合せください。

●補助対象地域(事前にご確認ください。)

下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域及び公設浄化槽区域などを除く「合併処理浄化槽整備区域」。または、下水道事業計画区域のうち、合併処理浄化槽で汚水処理を行うとして指定された「合併処理浄化槽移行区域」。

●補助対象者

主に住宅(アパート・貸家などを除く)として利用する建物に以下の「補助対象工事」を行う方。

●補助対象工事

- ①既存住宅における合併処理浄化槽への設置替え工事。(単独処理浄化槽またはくみ取便槽からの設置替え。)
- ②既存住宅建替え工事に伴う合併処理浄化槽の設置工事。(同一敷地内での建替えに限る。)
- ③住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事。(合併処理浄化槽移行区域に限る。)
- ④宅内配管工事及び単独処理浄化槽またはくみ取便槽撤去工事。(①又は②での併用に限る。)

●補助限度額

- ①、②及び④に係る工事を実施する場合

浄化槽の大きさ	補助限度額
5人槽	825,000円
7人槽	990,000円
10人槽	1,140,000円

※宅内配管工事未実施の場合は30万円、単独処理浄化槽撤去工事未実施の場合は12万円、くみ取便槽撤去工事未実施の場合は9万円を減じた額となります。

- ③の工事を実施する場合

浄化槽の大きさ	補助限度額
5人槽	405,000円
7人槽	570,000円
10人槽	990,000円

お問合せ先	
環境対策課	水環境グループ 025-226-1371
北 区	区民生活課 生活環境係 025-387-1295
東 区	区民生活課 生活環境係 025-250-2285
中央区	窓口サービス課 生活環境係 025-223-7168
江南区	区民生活課 生活環境係 025-382-4254
秋葉区	区民生活課 生活環境係 0250-25-5678
南 区	区民生活課 生活環境担当 025-372-6145
西 区	区民生活課 生活環境係 025-264-7261
西蒲区	区民生活課 生活環境係 0256-72-8312

❖ すまいの助成制度

水洗便所改造助成

早期の水洗化を奨励するため、くみ取り便所又はし尿浄化槽便所を改造する工事費を助成します。

●助成額

助成の対象	助成金額	
	処理開始日から1年以内	処理開始日から1年を超え3年以内
くみ取り便所改造 (便槽1槽につき)	30,000円	20,000円
し尿浄化槽改造 (浄化槽1槽につき)		

※私道公共下水道で、処理開始日現在、工事が完了していない場合は、工事完了日を処理開始日とします。

※処理開始日前に使用許可を受けた改造工事の場合も対象になります。

※新潟市税、下水道事業受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納していないことが条件です。

※生活保護世帯で持ち家の場合は、この助成とは別に水洗便所に改造する際の工事費を助成する制度がありますので、詳しくはお問合せください。

雨水浸透ます・貯留タンク設置助成

助成により設置できる建物は、市内の一般住宅、店舗、アパート、事務所など、原則として雨どいがある建築物すべてになります。既存、新築、増改築を問いません。

●助成額

設置の仕方によって助成金が5通りあります。事前に御相談ください。

施設名	設置のしかた	助成上限額 (1基あたり)	助成限度
雨水浸透ます	単独で設置する場合	20,000円	設置数 (上限あり)
貯留タンク	単独で市販の専用タンクを設置する場合	10,000円	1基まで
	雨水浸透ますと同時に市販の専用タンクを設置する場合	20,000円	
	単独で個人製作のタンクを設置する場合	1,000円	
	雨水浸透ますと同時に個人製作のタンクを設置する場合	2,000円	

※以下の場合には助成対象とはなりません。

- ①下水道法事業計画区域外の場合。
 - ②下水道処理開始区域内で排水設備が未設置又は同時に設置しない場合。
 - ③新潟市税、下水道事業受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納している場合。
 - ④浸透ますの設置場所が急傾斜地や不透水性地質など、浸透に適さない場合。
 - ⑤貯留タンクの容量が100リットル未満の場合。
- ※現場状況等によっては技術基準に適合せず、設置できない場合もあります。

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、
東部地域下水道事務所 排水設備係 025-281-9562
秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方は、
西部地域下水道事務所 普及推進室 025-370-6372

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、
東部地域下水道事務所 排水設備係 025-281-9562
秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方は、
西部地域下水道事務所 普及推進室 025-370-6372

◆すまいの助成制度

私道等整備助成制度

自治会などが次の条件に該当する私道等を工事する場合、市の助成基準工事費の範囲内で1/2を助成します。

●条件

家屋が連続する地域内にあり、道路排水の流末処理ができる私道等で次のような場合。

ただし、所有者が複数であるもの又は複数の家屋の所有者が利用するものに限りです。

- ①幅員2m以上で、両端が公道に接続するもの。
- ②幅員2m以上で、一端が公道に接続し、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続するもの。
- ③幅員2m以上で、一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、他の一端が公共施設等に通じるもの。
- ④幅員2.5m以上で、一端が公道に接続する袋小路のうち、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの。

※なお、該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記①～④の幅員が1.8m以上であれば対象となります。

●助成金対象工事(上記の条件の私道等)

- ①舗装新設工事
- ②側溝新設工事
- ③交通安全施設(防護柵)新設及び取替工事
- ④舗装修繕(オーバーレイ、打換)工事
- ⑤側溝修繕(布設替)工事

※工事には一定の条件がありますので、詳しいことはお問合せください。

お問合せ先

北 区	建設課	管 理	係	025-387-1405
東 区	建設課	管 理	係	025-250-2610
中央区	建設課	管 理	係	025-223-7403
江南区	建設課	管 理	係	025-382-4703
秋葉区	建設課	管 理	係	0250-25-5690
南 区	建設課	管 理	係	025-372-6460
西 区	建設課	管 理	係	025-264-7661
西蒲区	建設課	管 理	係	0256-72-8507

私道公共下水道設置制度

次の条件をすべて満たす場合、公道と同様に、私道に公共下水道を市が設置します。

●申請条件

- ①私道が処理開始区域内にあること(処理開始予定区域を含む)。
- ②建築基準法で建築が可能な敷地内に係る道路で、原則として幅員が1.8m以上あること。
- ③所有者の異なる利用家屋が原則として2戸以上あること。ただし、所有者が官公庁及び法人のみの場合は対象となりません。
- ④原則として、私道に面する全員が下水道の整備を希望すること。
- ⑤私道所有者全員の下水道管理設の承諾があること。
- ⑥下水道管敷設工事完了後、家屋所有者の3分の2以上が、速やかにくみ取りや浄化槽便所を下水道へ接続すること。

●申請方法

私道1本ごとに申請者の中から1人代表者を決めてもらい、申請書を作成していただきます。

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係	025-281-9562
秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-370-6372

❖ すまいの助成制度

排水設備(共同管)工事助成

皆さんが協力して設置する排水設備の工事費のうち、共同で利用する部分の工事費の一部を助成する制度です。私道公共下水道設置制度に該当しなかった場合などに御利用ください。

●助成内容

- ①所有者の異なる2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置する場合(補修も含む)、共同で利用する部分の工事費(助成基準工事費)の4/5を助成します。
- ②貸家等については、3戸以上で利用する排水設備を設置する場合(補修は除く)、処理開始日から1年以内に工事を完了できる場合には3/4を助成し、それ以降は2/3を助成します(新潟市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件です)。
- ③法人の所有する建物は助成対象外ですが、戸数には含めることができます。
- ④工事に関する手続きは、指定排水設備工事店に相談してください。

※私道公共下水道で、処理開始日現在、工事が完了していない場合は、工事完了日を処理開始日とします。

排水設備工事配管延長助成

敷地が広く配管延長が長くなる場合や、敷地が狭いために屋内配管とせざるを得ない場合などは、工事費が高額になるため、配管延長に応じて助成します。

●対象者

市内で、浄化槽及びくみ取りトイレから下水道への接続に切替えるための改造工事を行う方(新築、法人を除く)
また新潟市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納している方は助成対象なりません。

●対象工事

- ・屋外配管で25mを超える部分の配管延長
- ・屋内配管延長

●助成率等

- ・屋外配管:(配管延長m-25m)×7,200円
- ・屋内配管:配管延長×6,400円

※いずれも助成上限は30mです。

※処理開始日から3年以内に完了する工事が対象

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係	025-281-9562
秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-370-6372

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係	025-281-9562
秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-370-6372

❖ すまいの助成制度

住宅かさ上げ工事助成

大雨による住宅の浸水被害を防ぐため、住宅のかさ上げ工事に助成します。

●助成対象者

新潟市内に住宅を所有する方

●助成対象住宅

平成10年8月4日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域に存する住宅

●助成対象工事

平成21年4月1日以降の工事を対象とし、かさ上げ前の住宅高さの確認が必要です。また、すでに工事を実施済み、実施中のものは対象外です。

- ・ 揚家(既存住宅の土台上げ): 従前より15cm以上
- ・ 改築時の床上げ: 基礎高60cm以上
- ・ 改築時の盛土: 従前の地盤より30cm以上のかさ上げ
- ・ 新築は除きます
- ・ 建築物が建築基準法に基づく高さ及び斜線制限を越えないものとします

●助成率・助成額

助成率1/2、上限額100万円

標準工事単価×建築面積×1/2＝助成額

ただし、支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の1/2

標準工事単価					
工 法	揚 家	改築かさ上げ			盛土 30cm につき
		50cm 未満	～75cm 未満	75cm 以上	
m ² あたり 単価	65,300円	5,100 円	8,100 円	13,500円	2,200 円

お問合せ先

下水道計画課 事業調整班 025-226-2982

駐車場かさ上げ工事助成

大雨による浸水被害を防ぐため、一戸建て住宅に付属した駐車場のかさ上げ工事に助成します。

●助成対象者

新潟市内に駐車場(住居と同一敷地内にあり、居住者自らが使用する駐車場)を所有又は使用する方

●助成区域

浸水被害(床上・床下・車庫浸水など)が発生した又は発生する恐れがある区域

●助成対象工事

既設の駐車場より平均10cm以上、かつ前面道路より平均10cm以上のかさ上げを行う工事

- ・ 新規の駐車場の舗装は対象外
- ・ 舗装の材質はコンクリート、アスファルト、インターロッキングブロックなど耐久性のあるものとする

●助成率・助成額

助成率1/2、上限額10万円

標準工事単価(8,600円)×駐車場面積(m²)×1/2＝助成額

ただし、支払額が標準単価により算出された助成額より安価になる場合は、その支払額の1/2

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係	025-281-9562
秋葉区・西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-370-6372

❖ すまいの助成制度

防水板設置等工事助成

大雨による住宅や店舗などへの浸水を防ぐため、敷地内に設置する防水板に助成します。

●助成対象者

新潟市内に、家屋、店舗、事務所等を所有又は使用する方

●助成区域

浸水被害(床上・床下・店舗・車庫浸水)が発生した又は発生する恐れがある区域

●助成対象工事

- ・ 防水板
- ・ 関連工事(防水効果を高めるために行う工事で以下のもの)
 - ①内外壁の防水工事
 - ②土留め・土間コンクリート打設工事
 - ③その他市長が必要と認める工事

●助成率・助成額

助成率1/2、上限50万円

お問合せ先

北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方は、 東部地域下水道事務所 排水設備係	025-281-9562
秋葉区・西区・南区・西蒲区にお住まいの方は、 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-370-6372

❖すまいの減税制度

リフォームの固定資産税減額措置

一定の要件を満たす住宅リフォームは、固定資産税の減額措置を受けることができます。

●対象となる住宅リフォーム

- ・耐震改修
- ・高齢者等居住(バリアフリー)改修
- ・熱損失防止(省エネ)改修

●軽減額

各減額措置の適用関係や申告書類は、下記の市役所ホームページをご確認いただくか、下記のお問合せ先までご相談ください。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/siraberu/koteishisan>

大規模修繕等マンションの固定資産税減額措置

大規模の修繕等が行われたマンションのうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税の減額措置を受けることができます。

●減額措置を受けるための要件

- ・築20年以上が経過し、かつ総戸数が10戸以上
- ・過去に長寿命化工事(外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事)を行っている
- ・管理計画認定マンションまたは助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションである

●軽減額や適用期間、申告書類等について

下記のお問合せ先までご相談ください。

お問合せ先

物件の所在が【東区・中央区・西区】の場合、	
資産税課 家屋第1係	025-226-2273
家屋第2係	025-226-2280
物件の所在が【北区・江南区・秋葉区】の場合、	
資産税課 資産税第1分室 家屋係	025-382-4048
物件の所在が【南区・西蒲区】の場合、	
資産税課 資産税第2分室 家屋係	0256-72-8231

お問合せ先

資産税課 家屋企画担当 025-226-1512